

諮 問 の 概 要

(患者調査(基幹統計調査)の変更及び患者調査(基幹統計)の指定の変更について)

I 患者調査(基幹統計調査)の変更

1 調査の目的等

患者調査は、医療施設(病院及び診療所をいう。以下同じ。)を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

患者調査は、旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に基づく指定統計第 66 号を作成するための調査として、昭和 28 年に創設され、毎年調査が行われたが、昭和 59 年に調査計画が見直され、同年以降は、3 年周期で医療施設調査の静態調査と同じ年に実施することとされた。

その後、平成 21 年 4 月には、新統計法(平成 19 年法律第 53 号)が全面施行されたことに伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査に位置付けられ、現在に至っている。

なお、前回の患者調査は、平成 20 年に実施されたところである。

2 申請の趣旨

報告を求める医療施設のうち、病院について、種別病院数の変動を踏まえ、層化無作為抽出するに当たっての層化基準を変更するほか、医療をめぐる社会情勢や施策の動向、報告者負担等を踏まえ、調査事項の変更を行う。

3 主な申請内容

(1) 標本設計の変更

患者調査において、報告を求める医療施設のうち、病院については、病院を施設の種類に応じて層化した上で、無作為抽出しているが、「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」、「感染症病床のみの病院」、「結核病床のみの病院」及び「ハンセン病療養所」は、該当数が少なくなってきたため、個別の層化を取りやめ、他の層に統合する。

(2) 調査事項の変更

ア 調査事項の追加

肝炎対策、地域における医療提供体制の構築といった様々な施策の検討に要する資料を得るため、「肝疾患の状況」、「入院前にいたあるいは退院後に移った施設の所在地」等を調査事項として追加する。

イ 調査事項の削除

有用性や報告者負担等を踏まえ、従来、調査事項とされていた「透析治療の状況」、「がん治療の状況」等を削除する。

ウ 調査事項の移動

有用性を向上させるため、従来、入院患者に関する調査票で調査事項とされていた「過去の入院の有無及び過去の入院の退院年月日」を、退院患者に関する調査票に移動させる。

II 患者調査（基幹統計）の指定の変更

「患者調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは、新統計法下では適当でない。

そのため、基幹統計調査である患者調査の結果によって作成される基幹統計の名称を「患者調査」から「患者統計」に変更する。